の規定により当該法人が」に、「適格合併に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に改め、同条第三項中「適格合併」の下に「若しくは適格分割」を、「移転する場合」の下に「又は適格現物出資により原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第六項に規定する特定実用発電用原子炉設置者（第七項及び第十二項において「特定実用発電用原子炉設置者」という。）である被現物出資法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合」を加え、同条第四項及び第五項中「及び第七項」を「、第九項、第十項及び第十二項」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第六十八条の五十三第六項」を「第六十八条の五十三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の四項を加える。

10　第一項又は第七項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合（同条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

11　第五十五条第十六項の規定は、前項又は第六十八条の五十三第九項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

12　第一項又は第七項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に当該使用済燃料再処理準備金に係る使用済燃料を移転した場合（同条第十項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその移転することとなつた使用済燃料に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた使用済燃料再処理準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の使用済燃料再処理準備金の金額）とみなす。

13　第五十五条第二十項の規定は、前項又は第六十八条の五十三第十項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

7　青色申告書を提出する法人で特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は特定実用発電用原子炉設置者である被現物出資法人に使用済燃料を移転する場合において、当該使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同法第八条の規定により当該法人が積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割又は適格現物出資により移転を受けた金額を除く。）を含む。）のうちその使用済燃料の移転に基因して同法第八条の規定により当該分割承継法人又は被現物出資法人が積み立てたものとみなされる金額以下の金額を当該直前の時に使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の使用済燃料再処理準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十七条の四第一項中「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第五項中「適格合併」の下に「、適格分割又は適格現物出資」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　合併、分割又は譲渡により特定原子力発電施設を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合　その合併の直前における原子力発電施設解体準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　特定原子力発電施設を移転した日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

第五十七条の四第六項及び第七項中「及び第十項」を「、第十二項、第十三項及び第十五項」に改め、同条第十一項中「適格合併」の下に「、適格分割又は適格現物出資」を加え、「前項」を「第十項から前項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第六十八条の五十四第八項前段」を「第六十八条の五十四第十項前段」に、「第六十八条の五十四第十項に」を「第六十八条の五十四第十二項に」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

13　第一項又は第十項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）とみなす。

14　第五十五条第十六項及び第十七項前段の規定は、前項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十四第十一項」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十四第十一項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十四第十一項」と読み替えるものとする。

15　第一項又は第十項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合（同条第十三項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）とみなす。